南城市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

（目的）

第1条　この告示は、雑誌提供スポンサー（以下「スポンサー」という。）が提供する雑誌にスポンサーの広告を掲載し、図書館事業へ参画すると共に地域へ貢献することを目的に、南城市立図書館雑誌スポンサー制度(以下「スポンサー制度」という。）の実施について、必要な事項を定めることとする。

（スポンサー制度の内容）

第２条　雑誌提供スポンサー（以下「スポンサー」という。）は、書店等と年間定期購読を結び、購入費用を負担し、南城市立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する。図書館は提供された雑誌にスポンサーの広告を掲載し図書館利用者の閲覧に共する。

（スポンサーの対象者）

第３条　スポンサーの対象者は、次の各号のいずれか該当するもので、図書館に1年以上の期間にわたり雑誌を継続して提供することができるものとする。

（１）企業、商業、その他事業者等

（２）その他、南城市立図書館長(以下「図書館長」という)が適当と認めるもの

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものはスポンサーの対象とはならない。この場合において、雑誌の提供期間中においても同様とする。

（１）各種法令等に違反する者又はそのおそれがあるもの

（２）暴力団又はその構成員並びに反社会的団体又はこれらに準ずるもの

（３）風俗業又はそれに類するもの

（４）民事再生法および会社更生法による再生又は更生手続き中のもの

（５）納税義務者で市税を滞納しているもの

（６）市の入札契約事務参加資格において指名停止措置をうけているもの

南城市建設工事にかかる指名停止等の措置に関する要綱の第2条及び第3条における措置を受けているもの

（７）前各号に掲げるものの他図書館長が対象者として適当でないと判断した

もの

(広告の内容)

第４条　広告の内容は、スポンサーが行っている事業に関するものに限り

図書館内に掲示する広告としてふさわしい公共性、品位及び信頼性を有するものであり、かつ、市民及び図書館利用者に不利益を与えないものとする。

（広告に関する責務）

第５条　スポンサーは、掲示した広告の内容に関する一切の責任を負うものと

する。

（募集期間）

第６条　スポンサーの募集は、図書館長が別に定める。

２　前項の規定に関わらず、募集期間を過ぎた場合でも、スポンサー制度に申し

込む事ができる。この場合において、当該申込希望者は、雑誌の提供開始日等について図書館と協議するものとする。

(申込方法)

第７条　スポンサー制度に申込みをしようとするものは、南城市立図書館雑誌

スポンサー制度申込書（様式第１号）に必要な事項を記入し、掲示希望の広告物を添えて、図書館、又は生涯学習課に持参又は郵送の方法により提出する。ただし同一の雑誌について複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

(スポンサー及び広告内容の決定)

第８条　スポンサー及び広告内容は、申し込みがあった順に、図書館長及び図書

館職員により審議し決定する。結果については、南城市立図書館雑誌スポンサー制度決定通知書（様式第2号）にて通知するものとする。

(対象雑誌の決定)

第９条　スポンサーは、図書館が別に定める雑誌一覧表（以下「一覧表」という。）

からスポンサーとなる対象雑誌を選定する。ただし、一覧表以外の雑誌については図書館と協議の上、雑誌を選定することができる。

(契約)

第１０条　前条の規定により通知を受け取ったものは、速やかに南城市立図書

館雑誌スポンサー制度覚書(様式第３号)により契約を締結しなければならない。

(広告の掲示期間)

第１１条　広告の掲示期間は1年間とする。ただし、期間満了の3か月前まで

に、スポンサー又は図書館のいずれかが解約を申し出ない場合は自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

２　解約の申し出を行う場合は、南城市立図書館雑誌スポンサー制度解約申込

書（様式第4号）を解約の3か月前までに申し出るものとする。解約については南城市立図書館雑誌スポンサー制度解約通知書（様式第５）にて通知するものとする。

３　広告期間内にスポンサーによる雑誌提供ができなくなった場合は図書館と

協議の上、雑誌の提供を終了することができる。

　(広告の規格等)

第１２条　広告の表示位置及びスペースは次の通りとする。

（１）雑誌カバー表面にスポンサー名を表示し、裏面に広告を掲示する。

　　①表面表示サイズ　縦4㎝×横13㎝以内とする。

　　②広告物の地色及び文字色は自由とする。

　（２）広告物はスポンサーが作成し、必要枚数分を図書館へ納入する。雑誌カバーへの貼り付け及び配架位置の決定は図書館が行うものとする。

　（３）提供雑誌が廃刊又は休刊となった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に変更することができるものとする。

(雑誌の納入方法)

第１３条　図書館に提供する雑誌は、スポンサーが指定する書店等が図書館に

納入する。

（提供雑誌の所有権）

第１４条　図書館が提供を受けた雑誌の所有権は南城市に帰属する。